

豊前市告示第100号

豊前市制施行70周年記念ロゴマークの使用に関する要綱を次のように定める。

令和6年12月19日

豊前市長 後 藤 元 秀

豊前市制施行70周年記念ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、豊前市制施行70周年記念事業の展開や市内外に広く本市の魅力を発信するにあたり、豊前市全体で70周年を盛り上げることを目的として豊前市制施行70周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(形状等)

第2条 ロゴマークの形状は、別図のとおりとする。

(ロゴマークの権利)

第3条 ロゴマークの使用に関する一切の権利は、豊前市（以下「市」という。）に属する。

(使用基準)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長するおそれがあると認められるとき。
- (3) 市の信用又は品位を害し、若しくは害するおそれがあると認められるとき。
- (4) 市が提供する商品、催し等であると誤認し、又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの若しくは暴力団員が役員となっている法人その他の団体から申請を受けたとき。
- (6) 豊前市物品等供給契約の指名競争入札参加の資格及び審査等に関する規則（平成14年規則第24号）第2条に該当するものから申請を受けたとき。
- (7) 次条に規定する事項を遵守せず、又はそのおそれがあると認められたとき。
- (8) 前各号に規定するもののほか、市長が不適當であると認めるとき。

(遵守事項)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者及び法人その他の団体（以下「使用者等」という。）は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークは、第1条に規定する目的に限って使用することが認められたも

のであることに十分留意し、当該目的以外の使用をしないこと。

- (2) ロゴマークの転貸、改変等をしないこと。
- (3) 意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録その他自己の著作分として新たに権利を設置し、又は登録しないこと。
- (4) 使用者等が製造、製作等する製品、成果物等（下「物品等」という。）については、製造、販売等に係る責任者の名称及び連絡先を明示すること。
- (5) 使用者等が物品等の製造、製作等を第三者に委託するときは、当該委託先を市に届け出るとともに、物品等の品質、安全性を確保し、及びこの告示に違反することがないように適切な指導管理体制を確保すること。
- (6) ロゴマークを使用した物品等が完成したときは、速やかにその見本を市に提出すること。ただし、完成した見本の提出が困難であるときは、その写真の提出をもってこれに代えることができる。
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長がロゴマークの使用に関し必要な指示を行ったときは、これに従うこと。

（申請）

第6条 使用者等は、豊前市制施行70周年記念冠称等使用承認申請書（様式第1号）又は豊前市制施行70周年記念冠称等使用届出書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 企画書、設計図、レイアウト図その他具体的な使用方法を確認することができる書類
 - (2) 使用者等の概要、現況等を示す書類
 - (3) その他市長が必要であると認める書類
- 2 前項の規定に関わらず、ロゴマークの使用が次の各号に該当するときは、その承認申請を省略することができる。
- (1) 市が使用するとき。
 - (2) 市内の小学校及び中学校が教育の目的をもって使用するとき。
 - (3) 国又は他の地方公共団体が使用するとき。
 - (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
 - (5) その他市長が適当であると特に認めたとき。
- 3 第1項の規定による申請は、ロゴマークを使用する日の1月前までに行わなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（承認等）

第7条 市長は、前条第1項の規定により、豊前市制70周年記念冠称等承認申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適当であると認めた場合にあっては豊前市制施行70周年記念冠称等使用承認通知書（様式第3号）により、使用者等に通知するものとする。

（使用料）

第8条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（変更申請）

第9条 第7条の規定によりロゴマークの使用を承認された使用者等（以下「使用承認者等」という。）が、当該承認された申請内容を変更しようとするときは、豊前市制7

0周年記念冠称等使用承認事項変更申請書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（変更承認等）

第10条 市長は、前条の規定により、豊前市制70周年記念冠称等使用承認事項変更申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適当であると認めた場合にあっては豊前市制施行70周年記念冠称等使用承認事項変更決定通知書（様式第5号）により、使用者等に通知するものとする。

（承認の取消し等）

第11条 市長は、使用承認者等が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定によるロゴマークの使用に対する承認を取り消すものとする。

（1） 第4条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

（2） 第5条に規定する事項に反する事実が判明したとき。

（3） 第6条又は第9条の規定により申請した内容に虚偽又は不正があることが判明したとき。

（4） その他市長が必要であると認めたとき。

2 前項の規定により、ロゴマークの使用に対する承認を取り消された使用承認者等（以下「違反者等」という。）は、いかなる場合であってもロゴマークを使用してはならない。取消しの日前に製造、製作等された物品等についても同様とする。

3 市長は、違反者等に対して、ロゴマークが使用された物品等の回収その他必要な措置を求めるものとする。この場合において、回収その他の必要な措置に要する費用は、違反者等の負担とする。

4 第1項の規定による取消しにより、違反者等に損害が生じた場合であっても、市は一切の責任を負わない。

（使用承認者等の責務）

第12条 使用承認者等は、ロゴマークの使用について一切の責任を負い、事故、苦情等が発生した場合は、必要な措置を講じなければならない。

（損害賠償）

第13条 使用承認者等は、ロゴマークを使用することにより市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（庶務）

第14条 ロゴマークの使用に関する庶務は、総務部総合政策課において処理する。

（雑則）

第15条 この告示に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別図（第2条関係）

